

【平成21年】

発議第1号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書
（平成21年3月25日原案可決）

今、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動がNPO法人（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されている。

その一つである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けている。

しかし、現在、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。国内でも、「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。

だれもが、希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会的連帯の中で仕事を興し、社会に参画する道を開くものである。

よって政府におかれては、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

提出先 …… 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣

北朝鮮の核実験に抗議する決議

(平成21年6月9日原案可決)

本市は、本年2月に非核平和都市宣言を行い、世界の恒久平和の実現と核兵器廃絶を広く訴えてきたところであるが、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は、5月25日に国連決議や6か国協議による共同声明、さらには日朝平壤共同宣言に反して、2回目の地下核実験を強行した。

このような北朝鮮の行動は、世界平和を希求する人々の願いを踏みにじる暴挙である。加えて、各国が核兵器の廃絶に向け努力する中、核の脅威をもって国際関係を優位に維持しようとする行為は、国際社会からの孤立を招くだけであり、世界で唯一の被爆国である日本国の一員として、激しい憤りを覚えるとともに、今回の地下核実験の実施は、断じて容認できない。

よって、本市議会は、北朝鮮の核実験実施に対して嚴重に抗議の意を表するとともに、すべての核兵器が廃絶されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年6月9日

発議第3号

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の 2分の1復元と堅持を求める意見書

(平成21年6月26日原案可決)

義務教育費の国庫負担制度は、国が義務教育に必要な経費を負担することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ること目的としており、現行教育制度の根幹をなしています。

しかしながら、義務教育費の国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減などの影響、厳しい地方財政により、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。そのため、少人数教育の推進、学校施設の充実、教材費といった教育条件においても自治体格差がひろがっています。

また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって重要なことです。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。全国のどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる教育環境を整備することは、きわめて重要な課題です。

よって、国において、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. きめ細かい教育の実現のために、義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設設備費、就学援助・奨学金、通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月26日

提出先 …… 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

発議第4号

取り調べの全過程の可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書 (平成21年10月7日原案可決)

本年5月21日から、裁判員制度が導入され、法律の専門家でない国民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な国民感覚と社会常識を反映されることが期待されているものの、実際の裁判で争点となることの多い供述調書の任意性や信用性について、裁判員となった国民がその裁判に窮することが懸念されており、捜査機関における取り調べのあり方の見直しが求められている。

こうした状況の中、検察庁と警察庁は、取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門を創設するなど、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。

しかし、適正な取り調べを確保する必要があることに加え、被疑者に対する取り調べの全過程の録画・録音による可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度の導入にとって不可欠な取り組みの一つであり、取り調べのあり方を抜本的に見直す必要がある。

よって、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう、ここに強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月7日

提出先 …… 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

発議第5号

篠山産業高等学校東雲校・丹南校の存続を求める意見書 (平成21年10月7日原案可決)

兵庫県教育委員会は、平成20年2月に「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を公表し、平成21年から平成25年における県立高等学校の学校統廃合についての考えを示しています。

その内容は、丹有学区（篠山産業高等学校東雲校、篠山産業高等学校丹南校）および淡路学区（洲本実業高等学校東浦校、淡路高等学校一宮校）の4校については、地域の実情を踏まえた上で、本校や近隣校との学級数のバランスを考慮し、小規模校として存続するか本校へ統合するか、そのあり方を検討することになっています。

しかしながら、平成20年6月の時点で、淡路学区の2校については、翌年度以降の生徒募集の停止が決定されました。篠山市では、その事実を受けて、丹有学区の2校においても、突然、生徒募集が停止されるのではないかと危惧しているところでもあります。

財政難の折とはいえ、効率性だけで学校の統廃合を論ずるべきではありません。篠山市のような中山間地域においても、地域の子どもたちが、安心して地域の高等学校で学び得る教育環境は保障されるべきです。

篠山産業高等学校東雲校は農業専門校であり、次代の農業を支える人材育成に積極的に取り組まれています。また、篠山産業高等学校丹南校においては、普通科であり座学の学習に主軸を置くものの、環境学習を中心にした体験学習や、地域の伝統文化を学び、豊かな心を育む教育が実践されています。両校とも、学校創設以来、地域に根付いた特色ある学校づくり、教育活動を積極的に推進しています。

また、両校の多くの卒業生たちが、地域社会で貢献している姿を見ると、地域づくりにはなくてはならない存在となっています。

つきましては、篠山産業高等学校東雲校、篠山産業高等学校丹南校の生徒募集が停止することなく、両校の存続が図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月7日

提出先 …… 兵庫県知事、兵庫県教育委員長、兵庫県教育長

【平成22年】

発議第2号

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担制度
2分の1復元をもとめる意見書

(平成22年7月1日原案可決)

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところです。しかしながら、昨今の教育現場では、いじめや不登校、暴力行為など深刻な問題を抱えており、その解決のためにも、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子供の個性を大切にし、共に学ぶ教育へと転換していくことが求められています。

そのためには、学級編制基準を30人以下に縮小することを始め、子供たちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要であると考えます。また、特別支援教育や食教育を含めた健康教育の充実、読書活動の推進、地域に根ざした教育の推進のためにも、国が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、教育課題に十分対応できるよう適正に教職員を配置すべきと考えます。

義務教育費の国庫負担制度は、国が義務教育に必要な経費を負担することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ること目的としており、現行教育制度の根幹をなしています。

しかしながら、義務教育費の国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減などの影響、厳しい地方財政により、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。そのため、少人数教育の推進、学校施設の充実、教材費といった教育条件においても自治体格差がひろがっています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって重要なことです。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。全国のどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる教育環境を整備することは、きわめて重要な課題です。

よって、国において、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 30人以下学級の実施を始め、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進など、様々な教育課題に対応するために「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正すること。
2. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月1日

提出先 …… 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

発議第 5 号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加への慎重な対応を求める意見書
（平成 22 年 1 2 月 2 2 日原案可決）

わが国の農業は、安全な食料供給のほか、地域経済の振興、水源のかん養、美しい景観・伝統文化の継承、国土の保全など様々な役割を果たしているが、担い手の減少、高齢化の進行など非常に厳しい状況にあることから、政府は、平成 22 年 3 月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率を平成 32 年までに 50%まで引き上げるといふ政策目標を掲げ、食の安全・食料の安定供給や、国内農業・農村の振興等を図っていくこととしている。

一方で、政府は、先に開催された A P E C 首脳会議において T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について関係国との協議を開始することを表明したが、T P P は原則的に関税の 100%撤廃を目的としており、T P P に参加することとなった場合には、農業はもとより、その関連産業を含めた地域産業に対し、多大な影響を及ぼすものと懸念される。

T P P の影響を受ける農業分野については、食と農林漁業の再生推進本部が設置され、平成 23 年 6 月を目途に基本方針を決定し、同年 10 月を目途に中期的な行動計画を策定することになっているが、農業分野をはじめとする多大な影響が想定される産業分野に関して、国の責任において国際化に対応できる競争力の強化に向けた方針の策定や実効性のある対策を講ずることが何よりも先決である。

よって、国会及び政府におかれては、わが国の産業に関して重要な課題を包含している T P P の参加について、短期間での拙速な判断ではなく、国民の間でも十分な議論を重ねた上で、慎重かつ適切な判断をされるよう強く要望する。

併せて、国際貿易交渉並びに T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加などの対応を進める際には、我が国の食料の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と振興など十分な措置を講じることが強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 1 2 月 2 2 日

提出先 …… 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣

発議第 6 号

西紀ダムの早期完成推進を求める意見書

(平成 22 年 1 月 22 日原案可決)

昨年、歴史的な政権交替があり、民主党を中心とする政権が誕生した。政権では「コンクリートから人へ」の政策方針を掲げ、ダム事業についても見直しが始まったところである。

篠山市は、加古川、武庫川、由良川の源流の地にありながら、十分な水利権がなく、長年、水源の確保に悩まされてきた。

このため、安定的な水源確保対策として県営水道を活用するとともに、みくまりダム事業、西紀ダム事業に期待を寄せ、積極的に関与しながら上水道事業の基盤確立に計画的に取り組んできた。西紀中簡易水道事業においても、速やかな利水が実現できるように建設負担金を含め利水施設の約 9 割（事業費ベース）の経費の支払を済ませている。

ところが、ダム本体の工事が遅れているため、現在まで水道事業として整備してきた施設等の効率的な活用が図られていない状況である。

また、西紀ダムの治水効果に地元流域住民はそろって大きな期待を寄せており、治水面では滝の尻川の効果が大きいと見込まれている。本市流域地区においても過去に大きな災害があったこと、さらに、最近では都市部のみならず中山間地でも集中的豪雨が増えてきており、地元の不安を軽減するためにも西紀ダムは早期の完成が望まれている。

以上、利水・治水の両面から、西紀ダムは、篠山市民の生活において、「人」の暮らしを守るためには必要不可欠な施設であり、現計画通りの完成を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 1 月 22 日

提出先 …… 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、
財務大臣、兵庫県知事、兵庫県議会議長

【平成23年】

発議第2号

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担制度
2分の1復元をもとめる意見書

(平成23年6月21日原案可決)

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教職員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。新学習指導要領が本格的に始まり、授業時間数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とするべきです。

また、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。加えて三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちに豊かな教育を保障することは、極めて重要であり、「教育は未来への先行投資」であることが、多くの国民の共通認識となっています。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が保障され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

よって、政府におかれましては、2012年度政府の予算編成に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指し、少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月21日

提出先 …… 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

発議第 7 号

兵庫県立高等学校の学区再編に関する意見書

(平成 23 年 1 月 22 日原案可決)

兵庫県教育委員会は、平成 21 年 7 月に「兵庫県高等学校通学区域検討委員会」を設置され、県立高校普通科における通学区域のあり方について、検討を重ねられ、平成 23 年 11 月 28 日には、検討委員会から県教育委員長に報告書が提出されました。

この報告書では、複数志願選抜制度の全学区導入を前提とし、16 学区から 5 学区に再編することが望ましく、導入の目途を平成 26 年度とされています。

学区再編は全国的にも進んでおり、高校の選択肢が拡大することは、一定の評価ができるものですが、検討委員会報告（素案）に対するパブリックコメントや説明会では、県民から多数の意見が出され、なお、不安や懸念の声があるのも事実です。

篠山市においても具体的には、選択肢が拡大するものの、交通網には地域差があり、JR 各駅から離れた市東部地区等からの遠距離通学は、経済的、時間的な負担が増大します。また、他地域からの生徒の増加により、地元の生徒の地元高校への入学が難しくなることや、反対に都市部の高校に生徒が集中する反面、丹波地域の高校では生徒数が減少し、統廃合の対象になることで実質的に選択肢が少なること、さらには篠山における最大の地域課題である定住促進にも影響を及ぼすことが危惧されます。

報告書には、「周到な準備期間の確保を考慮する必要がある」とされているように、半世紀続いた現状の学区を変更するには、保護者、生徒の不安感の解消及び、生徒に不公平感が生じないように地域性や地域ごとの課題を検証しながら実施計画を策定する必要があります。

よって、県教育委員会におかれましては、上記の課題解決を図りながら、県民が願う学区再編となるよう、さらに意見集約に努められ、周到な準備期間を確保し、慎重に検討いただくとともに、多くの生徒に選択してもらえ魅力・特色ある学校づくりに向けた各校の取り組みに対しても支援いただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 1 月 22 日

提出先 …… 兵庫県教育委員会委員長

【平成24年】

発議第2号

原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書
(平成24年3月16日原案可決)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質を広範囲にわたって拡散させるとともに、今後、長期にわたる放射能汚染による影響が懸念され、福島県民をはじめとする多くの国民が避難生活を余儀なくされている状況である。

また、今回の事故によって、これまで国が進めてきた原子力行政に対する安全神話は根底から覆り、国民の信頼を大きく失うことになった。国にあっては、一刻も早い事態の収束はもとより、国民の安心・安全を確保することが最重要の責務である。

国の原子力安全委員会の専門部会分科会にあっては、「放射性ヨウ素対策区域」として、50km圏内を対象区域に設定する防災指針案を取りまとめたが、篠山市は、福井県に所在する関西電力高浜原子力発電所の対象区域に含まれることから、今回と同様の事故が起これば、市内全域に放射性物質が拡散することが懸念され、篠山市民の生命と財産、篠山市の環境や産業が脅かされる危険性がある。

よって、篠山市議会は、この度の福島第一原子力発電所の重大事故を教訓に、原子力行政とエネルギー政策に責任を有する国に対して、以下の事項を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

原子力発電への依存を低減させながら、自然・再生可能エネルギーを中心としたエネルギー政策への転換を進めること。

平成24年 3月16日

提出先 …… 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
経済産業大臣、環境大臣、復興対策・防災担当大臣

発議第 3 号

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

(平成 24 年 3 月 16 日原案可決)

近年、野生動物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしている。

特に、シカは、兵庫県には約 158,000 頭生息していると推定されており、本市においても多数が生息しており、被害も甚大なものとなっている。さらに、シカは下層植物を食い荒すことにより、稀少植物種の衰退や幼苗の損害などによって、山林の荒廃を招き豪雨時の土砂流出被害にも繋がっている。

本市では、野生動物の生息頭数を減少させる駆除対策と防護柵等の設置による防除対策を全市的に実施しているところである。

このような状況を踏まえ、国においては「鳥獣被害防止特別措置法」に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や、地方交付税の拡充、県から市町村への捕獲許可の権限移譲など、各種支援の充実が図られてきた。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生動物による被害防止をより確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠である。

よって、国におかれては、鳥獣被害防止対策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 適正な野生鳥獣の個体数が管理できるよう狩猟者の育成及び支援策を充実すること。
- 2 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 3 現場では、有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 16 日

提出先 … 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
総務大臣、財務大臣、農林水産大臣